

感染拡大・医療ひっ迫の阻止に向けて

- ▶ 新規感染者数は、2月2日に初めて1,000人を超えて過去最高を更新し、現状の伸び率で推移すれば、今月中旬には1週間あたりの新規感染者数は1万人程度（1日当たり1500人程度）まで増加する可能性
- ▶ 病床使用率も40%を超え、今月中旬にはレベル3の基準である50%を超える可能性
- ▶ このまま推移すれば、「コロナ医療のひっ迫」と「救急医療などの通常医療のひっ迫」がさらに進み、医療崩壊につながる懸念

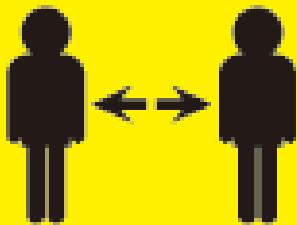
(1/27～2/20)まん延防止等重点措置区域

緊急事態宣言に至る前に
感染拡大と医療のひっ迫をここで食い止める必要

今こそ、県民・事業者の皆様に 危機感を持って徹底いただきたいこと

・ 基本的な感染対策の徹底

間隔の確保



手指の消毒

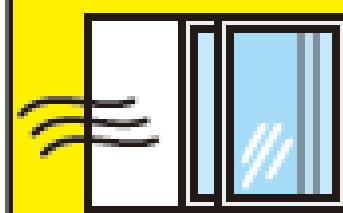


カイワスルハマスクル 会話する=マスクする

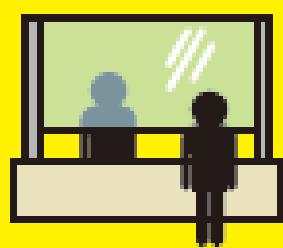
つい忘れるがちです。いつも心がけましょう。



定期的な換気



飛沫対策



- ・ 会食は4人以下、2時間以内
- ・ テレワークや時差出勤などとの接触機会を減らす

積極的疫学調査の重点化

保健所による積極的疫学調査を、以下の対象に重点化（1/17～）

- ①陽性者本人
- ②同居家族等
- ③高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設、医療機関等
- ④その他クラスター化が懸念される施設等

職場や学校等での感染拡大を防止していくことも引き続き重要

1.県HPに「職場や学校等で新型コロナウイルス感染症陽性者が
発生した場合の対応」及び「チェックリスト」を掲載

2/4(金)

2.事業所(職場・学校等)の担当者からの電話相談を受付

2/7(月)～

栃木県新型コロナウイルス生活相談センター

電話：028-623-2826 (受付時間：平日午前9時～午後5時)

濃厚接触者等に対する対応について

濃厚接触者に対する対応

検査の重点化（1/29～）

濃厚接触者の検査については、感染状況に応じて、**基礎疾患のある方などリスクの高い方や検査を希望する方を除き、無症状者の検査を不要とすることを可能とする**

待機期間（1/28～、2/2～）

待機期間(※)を10日→7日に短縮（8日目から解除）ただし、**社会機能維持者**については、抗原定性検査であれば4日目及び5日目、PCR等検査であれば5日目の検査で陰性であれば、**5日目に解除可能**

※濃厚接触者である同居家族等の待機期間の起点(0日目)については、①、②いずれか遅い方

- ①検査陽性者の発症日（無症状病原体保有者の場合は検体採取日）
- ②当該検査陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日

同居家族等の濃厚接触者が有症状となった場合（1/29～）

同居家族等の濃厚接触者が有症状となった場合、**医師の判断**により、検査を行わなくとも、**臨床症状で診断することを可能とする**（その場合、**疑似症患者**として届出）

無症状患者に対する対応

療養解除基準（1/28～）

無症状患者については、療養期間を検体採取日から10日→7日に短縮（8日目に解除）

あなたの通う職場や学校等で 新型コロナウイルス感染者が発生した場合

■感染の可能性がある期間 → 令和 年 月 日～月 日

※健康管理担当者は以下の目安に従って感染の可能性がある期間を周知しましょう

- 感染者が有症状の場合 症状が発現した日の2日前の日付が始期
- 感染者が無症状の場合 検体を採取した日の2日前の日付が始期
- 感染者の最終出勤日（登校日）が終期

■感染者と感染の可能性がある期間内に接触した日はいつでしょうか

- 月 日・月 日・月 日・月 日・月 日

感染の可能性がある期間中に会った

いいえ

感染する可能性は低いです

↓ はい

いいえ ↑

感染の可能性がある期間中に以下のような接触をしたか確認しましょう。

ひとつでも当てはまると「感染の可能性があります。」

- 新型コロナウイルス感染者と同居
- 適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染者を看護若しくは介護していた者
- 新型コロナウイルス感染者と1m以内で15分以上、マスクなしで接触した者
- 新型コロナウイルス感染者と長時間接触があった者（座席が近い等）
- 新型コロナウイルス感染者と会食した者
- 新型コロナウイルス感染者の喫煙場所等を利用した者

↓ はい

上記に該当する方は感染の可能性があります

感染者と最後に会った日から7日間は発症する可能性があるため、なるべく外出を避けて、検温などご自身で健康状態の確認を行ってください。検査が陰性であっても、感染が否定された訳ではないので、同様にお願いします。

✓ 1日2回、体温を測りご自身の健康状態を確認

✓ 他の人との接触をしないようにすること

健康観察終了日 令和 年 月 日

■もしも、期間内に症状が出た場合には、速やかに医療機関に電話して受診をしてください

※受診先が決まっていない場合は、かかりつけ医に電話で相談するか、栃木県受診・ワクチン相談センター（電話0570-052-092）にお電話をお願いします。